

平成22年度

国民健康保険事業状況

岩 手 県

目 次

資料の見方

事 業 状 況

1 一般状況	1
2 保険（医療）給付の状況	2
3 財政状況	4

統 計 表（事業勘定）

年度別・月別一般状況

第1表 年度別・月別一般状況	14
----------------	----

年度別・月別保険（医療）給付状況 県計

第2表 年度別・月別保険（医療）給付状況県計（総数分）	15
第3表 年度別・月別保険給付状況県計（一般被保険者分）	18
第4表 年度別・月別保険給付状況県計（退職被保険者等分）	21

保険者別一般状況

第5表 保険者別一般状況	25
--------------	----

保険者別経理状況

第6表 保険者別経理状況	28
第7表 保険者別経理状況諸率	42

保険者別保険料（税）の賦課徴収状況

第8表 保険者別保険料（税）の賦課徴収状況【医療分】	52
【後期分】	55
【介護分】	58
【医療分+後期分+介護分】	61

保険者別保険税の軽減状況

第9表 保険者別保険税の軽減状況（一般・退職分）【医療分】	66
【後期分】	69
【介護分】	72
第10表 保険者別保険税の軽減状況（一般被保険者分）【医療分】	75
【後期分】	78
【介護分】	81
第11表 保険者別保険税の軽減状況（退職被保険者等分）【医療分】	84
【後期分】	87
【介護分】	90

保険者別保険給付状況

第12表	保険者別保険給付状況①（一般被保険者分）	93
	②（一般被保険者分）	113
第13表	保険者別保険給付状況①（退職被保険者等分）	124
	②（退職被保険者等分）	140
第14表	保険者別保険給付状況①（一般・退職分）	143
	②（一般・退職分）	151

保険者別保険給付状況諸率

第15表	保険者別保険給付状況諸率（一般被保険者分）	155
第16表	保険者別保険給付状況諸率（退職被保険者等分）	170
第17表	保険者別保険給付状況諸率（一般・退職分）	176

診療報酬明細書点検調査実施結果

第18表	診療報酬請求明細書点検調査実施結果	180
------	-------------------	-----

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

市町村計／組合計／県計

参 考 資 料

県単独医療費助成事業（乳幼児、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費助成事業）

資料の見方

この資料の各表の用語については下記のとおりである。

1. 療養の給付

被保険者の疾病又は負傷に対して、保険医療機関等が診療、薬剤の支給等といった給付を直接に医療という現物をもって給付することをいう（現物給付）。

2. 療養費

被保険者が疾病又は負傷により受診の際、被保険者証を持参しない等の理由や、柔道整復師により施術を受けたときなど保険診療を受けることが困難なときに保険医療機関等へ医療に要した費用の全部を支払った場合、後日領収書をもとにして保険者が直接世帯主に現金をもって支給することをいう（現金給付）。

3. 医療の給付

被保険者である老人保健医療給付対象者（次項「11」参照）の疾病又は負傷に対して、保険医療機関等が診療、薬剤の給付等といった給付を直接に医療という現物をもって給付することをいう（現物給付）。

4. 医療費

被保険者である老人保健医療給付対象者が、疾病又は負傷により受診の際、健康手帳を持参しない等の理由で、保険医療機関等へ医療に要した費用の全部を支払った場合、後日領収書をもとにして保険者が直接世帯主に現金をもって支給することをいう（現金給付）。

5. 診療費

診療に要した費用の額であるが、入院、入院外及び歯科にかかる費用であり、調剤、看護、移送費、入院時食事療養費及び入院時生活療養費は含まない。

6. 療養の給付等

診療費、調剤費、入院時食事療養費、入院時生活療養費及び訪問看護療養費の合計である。

7. 療養費等

療養費及び移送費の合計である。

8. 療養諸費

療養の給付等と療養費等の合計である。

9. 件数

毎月支給決定された件数（診療報酬請求明細書（レセプト）等の件数）の総数をいう。

10. 日数、回数

日数は診療した実日数をいい、回数は入院時食事療養費について実際に提供された食事の回数をいう。

11. 老人保健医療給付対象者

老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）の規定により医療を受けることができる者をいう。

12. 年間平均世帯数、被保険者数

各月末（3～2月）の世帯数又は被保険者数の合計をそれぞれ12で除して得た数である。小数点以下の端数は四捨五入してあるので、各保険者の計が県計の数値と一致しない場合がある。

13. 受診率

入院、入院外、歯科及び合計ごとに、年間の件数を、療養の給付にあつては年間平均被保険者数（老人保健医療給付対象者除く。）で、医療の給付にあつては年間平均老人保健医療給付対象者数で除して得た数に、100を乗じて得た数である。

14. 1日当たり費用額、1件当たり費用額

入院、入院外、歯科及び合計ごとに、年間分の費用額を年間分の日数又は件数で除して得た数である。

15. 1人当たり費用額

入院、入院外、歯科及び合計ごとに、年間分の費用額を年間平均被保険者数（老人保健医療給付対象者を除く。）又は年間平均老人医療給付対象者数でそれぞれ除して得た数である。

16. 1件当たり日数

入院、入院外、歯科及び合計ごとに、年間分の受診日数を年間分の件数で除して得た数である。

17. 県計及び市町村計

県計は県内34市町村の保険者と岩手県医師国民健康保険組合（医師国保）とをまとめたものであり、市町村計は34市町村の保険者をまとめたものである（医師国保を含まない）。

18. 統計に用いた数値

各統計数値は、平成22年3月～平成23年2月診療分（医師国保においては平成22年4月診療分～平成23年3月診療分）を対象とし、療養費・高額療養費・その他の保険給付は、平成22年4月～平成23年3月支給決定分を対象としている。

また、第2表～第5表の月別内訳の各月の数は診療月であり、診療月の3ヵ月後（老人保健医療は2ヵ月後）の国保事業状況報告書（事業月報）に計上された数が記載されている。

19. 退職被保険者、退職被扶養者、退職被保険者等

退職被保険者及び退職被扶養者は、国民健康保険法第8条の2の規定による被保険者及びその者の扶養を受ける被保険者であり、退職被保険者等は退職被保険者と被扶養者とを合わせたものである。

20. 総数分

一般被保険者分、退職被保険者等分及び老人保健分を合計したものである。

21. 端数処理

千円単位で表示されているものは、各欄ごとに四捨五入しているので、欄ごとの合計額が合計欄の額と一致しない場合がある。